

仕様書に対する質問・回答書

令和8年3月10日

業 務 名	安全運転管理者等講習委託
-------	--------------

回答者 岡山県警察本部交通部交通企画課長

問1 安全運転管理者等講習業務仕様書（以下「仕様書」という。）3(5)アに「講習通知書及び受講申請書を作成、印刷し・・・郵送等により送付」とあるが、委託設計書の需用費内訳には講習案内通知「三つ折り圧縮はがき」となっており、講習通知書と講習案内通知は同一のものを示すことで良いか。また、同一のものとするれば、講習通知書と受講申請書を、別々に作成して送付する必要があるという意味で良いか。

答1 仕様書3(5)ア記載の「講習通知書」及び「受講申請書」は、委託設計書の需用費内訳の「講習案内通知」と、同一のものを指しています。

「受講申請書」は、県警HPで様式を公開する方針ですので、「講習通知書」に申請書の様式を案内する内容が記載されていれば、「講習通知書」及び「受講申請書」は、別々に送付する必要はありません。

問2 仕様書の3(5)ウに「(2)イ(ア)及び(イ)の講習を・・・」とあるが、仕様書には(2)には以下に続く項目がないため、(3)イ(ア)及び(イ)の記載間違いと理解して良いか。

答2 お見込みのとおり、仕様書3(5)ウ「(2)イ(ア)及び(イ)」は記載間違いであり、正しくは「(3)イ(ア)及び(イ)」です。

問3 仕様書の3(7)に「・・・郵送又は電子メールにより通知・・・」とあるが、受託者が全員に郵送又は電子メールで通知するということが良いか。

答3 「講習日の決定等の通知」を全員に通知する必要はありません。

「電子申請の会場講習」を選択した受講者には委託者側で通知することとしており、「オンライン講習」及び「窓口申請の会場講習」を選択した受講者に対し通知してください。

問4 仕様書9(2)には、オンライン講習の再委託について定めており、仕様書3(7)の通知は、再委託に含まれていないが、文中の「その他講習に付随する業務・・・」に含まれているのか。また、この規定はオンライン講習に限っての規定と認められるが、会場での講習について、仕様書3(7)に規定する通知は含まれていないため、再委託は出来ず受託者において実施しなければならないということが良いか。

答4 仕様書3(7)の通知のうち「オンライン講習」に関しては、仕様書9(2)に規定する「その他講習に付随する業務」に含みます。

また、「窓口申請の会場講習」に関する通知は、契約書（案）第7条の規定により、発注者の承認を得た場合、再委託可能です。